

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 6 年 度
下 工 維 補 第 1 - 1 号

橋内第一排水区管更生実施設計業務委託設計書

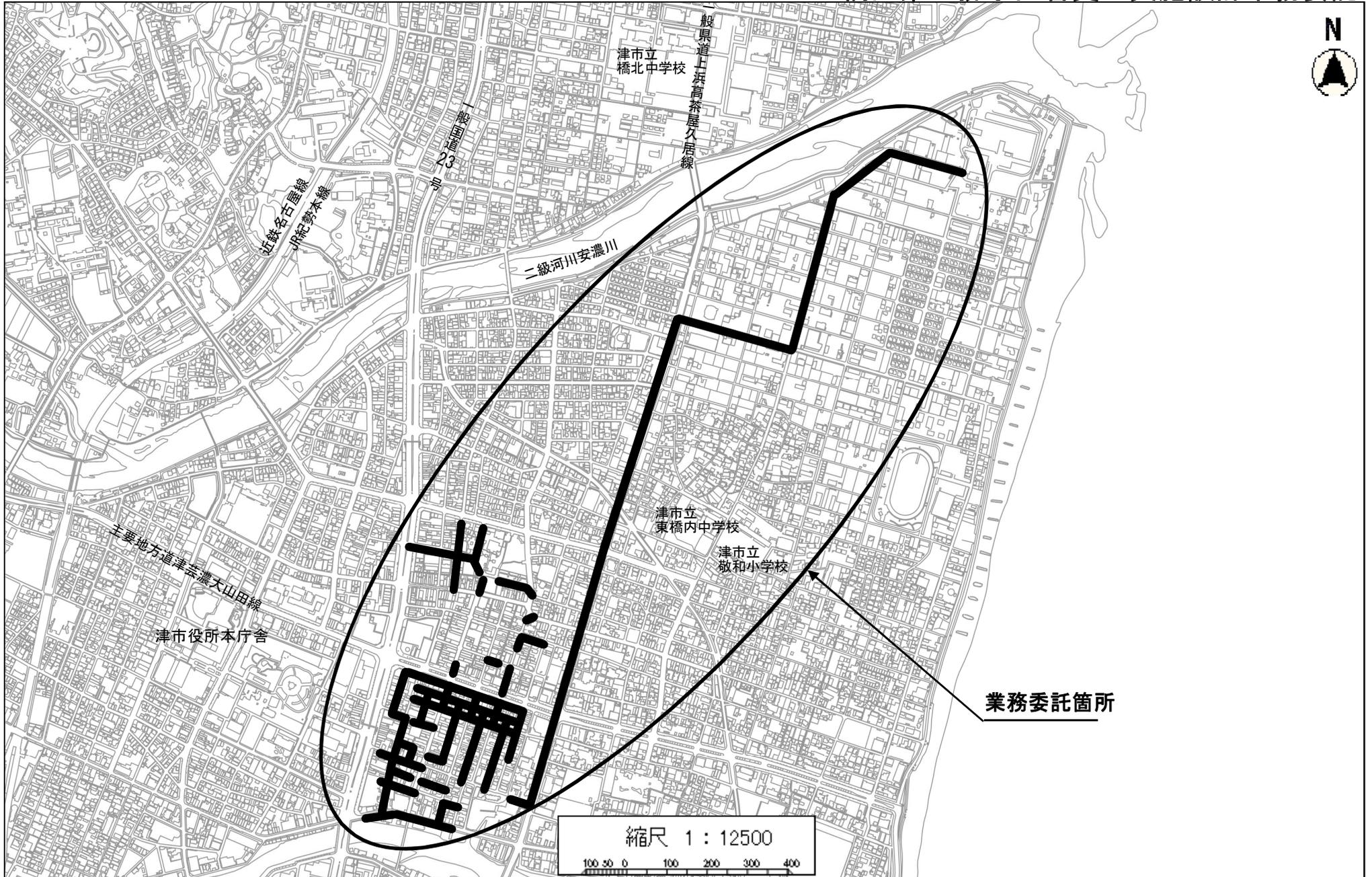
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

津 市
上下水道事業局 下水道工務課

令和6年度	下工維補 第1-1号	業 務 委 託 設 計 書			
委託場所	津市大門ほか5町地内			担当参事兼課長	
				検算者	
委託名	橋内第一排水区管更生実施設計業務委託			調整担当主幹	
				担当主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			担当副主幹	
				設計者	
履行期間	令和7年1月31日限り				
長	—	巾	—		
業 務 の 大 要					
管更生工法実施設計		5,689 m			
布設替え工法実施設計		285 m			
人孔浮上防止対策実施設計		9箇所			

位置図

令和6年度下工維補第1-1号
橋内第一排水区管更生実施設計業務委託



業務数量総括表

	業務名	令和6年度下工維補第1-1号			当初	業種	測量業務
		橋内第一排水区管更生実施設計業務委託				項目	測量・調査計画
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
測量・調査計画		式		1			
管路調査工（下水道総合地震対策実施設計）		式		1			
本管潜行目視調査工		式		1			
本管潜行目視調査工	内径φ800mm以上1,500mm未満	m		1,199			
本管潜行目視調査工	内径φ1,500mm以上	m		1,064			
流量調査工（下水道総合地震対策実施設計）		式		1			
流量計測工		式		1			
流量計測工		箇所		3			

業務数量総括表

	業務名	令和6年度下工維補第1-1号			当初	業種	測量業務
		橋内第一排水区管更生実施設計業務委託				項目	測量・調査計画
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
腐食・劣化調査工（下水道総合地震対策実施設計）		式		1			
中性化試験工		式		1			
中性化試験工	本管φ800～1,200mm未満	測点		8			
中性化試験工	本管φ1,200mm～	測点		26			
鉄筋腐食試験工		式		1			
鉄筋腐食試験工	本管φ800～1,200mm未満	測点		8			
鉄筋腐食試験工	本管φ1,200mm	測点		26			
圧縮強度試験工		式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
圧縮強度試験工	本管φ800～1,200mm未満	測点		7		
圧縮強度試験工	本管φ1,200mm～	測点		23		
ソフトコア圧縮強度試験工		測点		4		
鉄筋引張試験工		式		1		
鉄筋引張試験工		測点		4		
仮設工（下水道総合地震対策実施設計）		式		1		
換気工		式		1		
換気工		式		1		

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
報告書作成工（下水道総合地震対策実施設計）		式		1		
報告書作成工		式		1		
報告書作成工	本管潜行目視調査工	m		2,263		
報告書作成工	流量調査工	箇所		3		
報告書作成工	中性化試験工	測点		34		
報告書作成工	鉄筋腐食試験工	測点		34		
報告書作成工	圧縮強度試験工	測点		30		
報告書作成工	ソフトコア圧縮強度試験工	測点		4		

業務数量総括表

	業務名	令和6年度下工維補第1-1号			当初	業種	測量業務
		橋内第一排水区管更生実施設計業務委託				項目	測量・調査計画
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
報告書作成工	鉄筋引張試験工	測点		4			
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
安全費		式		1			
安全費		式		1			
直接測量費		式		1			
間接測量費		式		1			
諸経費		式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
測量業務価格		式		1		
下水道施設設計業務委託		式		1		
管路施設（下水道ストックマネジメント実施設計）		式		1		
管路施設実施設計（改築・詳細）：布設替え工法		式		1		
布設替え工法（開削・内径1200mm未満）	レベル1地震動	式		1		
管路施設実施設計（改築・詳細）：管更生工法		式		1		
管更生工法（内径800mm未満）	レベル1地震動	式		1		
管路施設実施設計：報告書作成・設計協議		式		1		

業務数量総括表

	業務名	令和6年度下工維補第1-1号			当初	業種	下水道設計業務
		橋内第一排水区管更生実施設計業務委託				項目	下水道施設設計業務委託
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
管路施設耐震診断（詳細診断）：報告書作成		式		1			
管路施設耐震診断（詳細）：設計協議	第1回打合せ計上 中間打合せ3回 最終打合せ計上	式		1			
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
直接原価		式		1			
その他原価		式		1			

業務数量総括表

	業務名	令和6年度下工維補第1-1号			当初	業種	設計業務
		橋内第一排水区管更生実施設計業務委託				項目	業務原価
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
業務原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
設計業務価格		式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務費計		式		1			

令和6年度 下工維補第1-1号
橋内第一排水区管更生実施設計業務委託

数量総括表

レベル1 : 測量・調査計画

レベル1 : 下水道施設設計業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
測量・調査計画					式	1	
	管路調査工 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		本管潜行目視調査工			式	1	
			本管潜行目視調査工	内径φ800mm以上1,500mm未満	m	1,199	
			本管潜行目視調査工	内径φ1,500mm以上	m	1,064	
	流量調査工 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		流量計測工			式	1	
			流量計測工		箇所	3	
	腐食・劣化調査工 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		中性化試験工			式	1	
			中性化試験工	本管φ800~1,200mm未満	測点	8	
			中性化試験工	本管φ1,200mm~	測点	26	
		鉄筋腐食試験工			式	1	

数量 総括表

レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			鉄筋腐食試験工	本管φ800~1,200mm未満	測点	8	
			鉄筋腐食試験工	本管φ1,200mm~	測点	26	
		圧縮強度試験工			式	1	
			圧縮強度試験工	本管φ800~1,200mm未満	測点	7	
			圧縮強度試験工	本管φ1,200mm~	測点	23	
			ソフトコア圧縮強度試験工		測点	4	
		鉄筋引張試験工			式	1	
			鉄筋引張試験工		測点	4	
	仮設工 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		換気工			式	1	
			換気工		式	1	
	報告書作成工 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		報告書作成工			式	1	

数量 総 括 表

レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			報告書作成工	本管目視調査工	m	2,263	
			報告書作成工	流量調査工	箇所	3	
			報告書作成工	中性化試験工	測点	34	
			報告書作成工	鉄筋腐食試験工	測点	34	
			報告書作成工	圧縮強度試験工	測点	30	
			報告書作成工	ソフトコア圧縮強度試験工	測点	4	
			報告書作成工	鉄筋引張強度試験工	測点	4	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		安全費			式	1	
			安全費		式	1	
下水道施設設計業務委託					式	1	

数 量 総 括 表

レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
	管路施設 (ストックマネジメント実施設計)				式	1	
		管路施設実施設計 (改築・詳細) : 布設替え工法			式	1	
			布設替え工法 (開削・内径1200mm未満)	レベル1地震動	式	1	
		管路施設実施設計 (改築・詳細) : 管更生工法			式	1	
			管更生工法 (内径800mm未満)	レベル1地震動	式	1	
		管路施設実施設計 : 報告書作成・設計協議			式	1	
			管路施設実施設計 : 報告書作成		式	1	
			管路施設実施設計 : 設計協議	第1回打合せ計上 中間打合せ3回 最終打合せ計上	式	1	
		管路施設実施設計 : 施工方法等の比較検討			式	1	
			管路施設実施設計 : 施工方法の比較検討	布設替え工法 仮排水	式	1	
	管路施設 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		管路施設実施設計 (改築・詳細) : 管更生工法			式	1	
			管更生工法 (内径800mm以上)	レベル1・レベル2地震動	式	1	

数 量 総 括 表

レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			マンホール浮上防止対策実施設計		式	1	
			マンホール浮上防止対策実施設計 (標準マンホール)		式	1	
			マンホール浮上防止対策実施設計 (特殊マンホール)		式	1	
			マンホール浮上防止対策工法の 比較検討		式	1	
		管路施設実施設計 : 報告書作成・設計協議			式	1	
			管路施設実施設計 : 報告書作成		式	1	
	管路施設耐震診断調査 (下水道総合地震対策実施設計)				式	1	
		管路施設耐震診断調査 (詳細診断)			式	1	
			管路施設耐震診断調査 (詳細診断)		式	1	
			管路施設耐震診断 (詳細診断) : 報告書作成		式	1	
			管路施設耐震診断 (詳細診断) : 設計協議	第1回打合せ計上 中間打合せ3回 最終打合せ計上	式	1	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	

数 量 総 括 表

レベル1 (費目)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
		電子成果品作成費			式	1	
			電子成果品作成費		式	1	

下水道ストックマネジメント実施設計 数量計算書

番 号	管 種	管 径 (mm)	延 長 (mm)	工 法				摘 要
				管 更 生		布 設 替 え		
				補 助	単 独	補 助	単 独	
D-1	TP	300	16.00		16.00			
D-2	TP	250	24.05		24.05			
D-3	TP	250	40.25		40.25			
D-4	TP	300	28.30		28.30			
D-5	TP	300	13.65		13.65			
D-6	HP	300	45.00		45.00			
D-7	TP	300	36.80		36.80			
D-8	TP	300	43.55		43.55			
D-9	HP	300	75.85			75.85		
D-10	HP	300	3.00	3.00				
D-11	HP	300	23.05	23.05				
D-12	HP	300	21.55	21.55				
D-13	HP	300	28.10			28.10		
D-14	HP	300	31.70	31.70				
D-15	HP	300	7.30		7.30			
D-16	HP	300	23.40		23.40			
D-17	TP	230	16.50	16.50				
D-18	TP	300	38.90		38.90			
D-19	TP	300	82.15		82.15			

下水道ストックマネジメント実施設計 数量計算書

番 号	管 種	管 径 (mm)	延 長 (mm)	工 法				摘 要
				管 更 生		布 設 替 え		
				補 助	単 独	補 助	単 独	
D-20	TP	300	9.00		9.00			
D-21	HP	300	14.40				14.40	
D-22	TP	380	24.05		24.05			
D-23	TP	300	33.61		33.61			
D-24	TP	300	29.00				29.00	
D-25	TP	300	27.85				27.85	
D-26	TP	500	30.20				30.20	
D-27	TP	300	36.36		36.36			
D-28	TP	300	24.55		24.55			
D-29	TP	300	19.55		19.55			
H-1	TP	300	32.67		32.67			
H-2	TP	230	42.45		42.45			
H-3	TP	300	79.40		79.40			
H-4	TP	250	79.00		79.00			
H-5	TP	300	26.55		26.55			
H-6	TP	300	31.55		31.55			
H-7	TP	230	41.50		41.50			
H-8	HP	250	39.50		39.50			

下水道ストックマネジメント実施設計 数量計算書

番 号	管 種	管 径 (mm)	延 長 (mm)	工 法				摘 要
				管 更 生		布 設 替 え		
				補 助	単 独	補 助	単 独	
H-9	TP	300	71.50		71.50			
H-10	TP	250	32.05		32.05			
H-11	HP	250	30.35		30.35			
H-12	TP	230	30.75		30.75			
H-13	TP	300	30.35			30.35		
H-14	TP	300	6.35	6.35				
H-15	TP	300	21.30	21.30				
H-16	TP	300	59.90		59.90			
H-17	HP	250	29.75					
H-18	HP	250	29.80					
H-19	HP	250	29.45		29.45			
H-20	TP	230	29.80		29.80			
H-21	TP	230	29.85		29.85			
H-22	TP	230	29.30		29.30			
H-23	TP	230	27.70		27.70			
H-24	TP	230	62.40		62.40			
H-25	HP	250	30.95		30.95			
H-26	TP	230	30.80		30.80			
H-27	HP	250	28.30		28.30			

下水道ストックマネジメント実施設計 数量計算書

番 号	管 種	管 径 (mm)	延 長 (mm)	工 法				摘 要
				管 更 生		布 設 替 え		
				補 助	単 独	補 助	単 独	
H-28	HP	250	31.65		31.65			
H-29	TP	230	32.20		32.20			
H-30	TP	230	27.55		27.55			
H-31	TP	230	30.60		30.60			
H-32	TP	300	63.20	63.20				
H-33	HP	250	153.70	153.70				
H-34	HP	250	153.55	153.55				
H-35	HP	250	129.80	129.80				
H-36	HP	250	39.30	39.30				
H-37	TP	300	28.00		28.00			
H-38	HP	250	28.35		28.35			
H-39	TP	300	29.20		29.20			
H-40	TP	300	13.70		13.70			
H-41	HP	250	47.80		47.80			
H-42	TP	230	63.67		63.67			
H-43	TP	300	34.72		34.72			
H-44	HP	600	23.30	23.30				
H-45	HP	600	41.35	41.35				
H-46	TP	300	42.45	42.45				

下水道ストックマネジメント実施設計 数量計算書

番 号	管 種	管 径 (mm)	延 長 (mm)	工 法				摘 要
				管 更 生		布 設 替 え		
				補 助	単 独	補 助	単 独	
H-47	TP	300	20.80	20.80				
H-48	TP	300	36.95		36.95			
H-49	HP	250	37.70		37.70			
H-50	HP	250	38.60		38.60			
H-51	TP	300	37.65		37.65			
H-52	TP	300	4.19		4.19			
H-53	TP	300	33.81		33.81			
H-54	TP	300	41.50	41.50				
H-55	TP	300	65.05		65.05			
H-56	TP	250	75.50		75.50			
H-57	TP	300	18.00		18.00			
H-58	TP	300	29.60		29.60			
H-59	TP	300	33.85		33.85			
H-60	TP	300	10.05		10.05			
H-61	TP	300	71.60		71.60			
H-62	HP	250	38.90		38.90			
H-63	TP	250	10.45			10.45		
H-64	TP	250	25.30		25.30			
H-65	HP	250	38.70		38.70			

下水道ストックマネジメント実施設計 数量計算書

番 号	管 種	管 径 (mm)	延 長 (mm)	工 法				摘 要
				管 更 生		布 設 替 え		
				補 助	単 独	補 助	単 独	
H-66	HP	250	43.30		43.30			
H-67	TP	250	35.00		35.00			
H-68	HP	250	66.40		66.40			
H-69	HP	230	38.80				38.80	
H-70	HP	300	53.30		53.30			
H-71	TP	250	39.70		39.70			
H-72	HP	250	14.65	14.65				
H-73	HP	250	42.50		42.50			
合 計			3,876.88	847.05	2,685.28	144.75	140.25	
				管更生工法実施設計 (内径800mm未満)	3,532.33	布設替え工法実施設計 (内径1,200mm未満)	285.00	
				補助合計		991.80		
				単独合計		2,825.53		

下水道管路施設地震対策実施設計 数量計算書

番号	上流マンホール	管種	管径(mm)	管路延長		下流マンホール	更生工法	流量計測工(箇所)	腐食・劣化調査工(測点)						摘要		
				管径φ800mm以上1,500mm未満	管径φ1,500mm以上				管径φ800mm以上1,200mm未満			管径φ1,200mm以上				ソフトコア圧縮強度試験工	鉄筋引張試験工
									中性化試験工	鉄筋腐食試験工	圧縮強度試験工	中性化試験工	鉄筋腐食試験工	圧縮強度試験工			
1	極楽ポンプ場	HP	800	21.95		M.1			1	1	1						
2	M.1	HP	1,000	70.00		M.2	70.00		1	1	1						
3	M.2	HP	1,000	36.00		M.3	36.00		1	1	1						
4	M.3	HP	1,000	100.30		M.4	100.30		1	1				1	1		
5	M.4	HP	1,100	33.90		M.5	33.90		1	1	1						
6	M.5	HP	1,100	49.25		M.6	49.25		1	1	1						
7	M.6	HP	1,100	89.20		M.7	89.20		1	1	1						
8	M.7	HP	1,100	58.00		M.8	58.00		1	1	1						
9	M.8	HP	1,200	42.70		M.9	42.70	1				1	1	1			
10	M.9	HP	1,200	80.90		M.10	80.90					1	1	1			
11	M.10	HP	1,200	63.80		M.11	63.80					1	1		1	1	
12	M.11	HP	1,200	18.10		M.12						1	1	1			
13	M.12	HP	1,400	41.00		M.13	41.00					1	1	1			
14	M.13	HP	1,400	26.90		M.14						1	1	1			
15	M.14	HP	1,400	58.50		M.15	58.50					1	1	1			
16	M.15	HP	1,400	60.60		M.16	60.60	1				1	1	1			
17	M.16	HP	1,400	58.20		M.17	58.20					1	1	1			
18	M.17	HP	1,400	60.70		M.18	60.70					1	1	1			
19	M.18	HP	1,400	52.10		M.19	52.10					1	1	1			
20	M.19	HP	1,400	52.00		M.20	52.00					1	1	1			
21	M.20	HP	1,400	70.20		M.21	70.20					1	1		1	1	
22	M.21	HP	1,400	54.60		M.22	54.60					1	1	1			

下水道管路施設地震対策実施設計 数量計算書

番号	上流マンホール	管種	管径(mm)	管路延長		下流マンホール	更生工法	流量計測工(箇所)	腐食・劣化調査工(測点)							摘要	
				管径φ800mm以上1,500mm未満	管径φ1,500mm以上				管径φ800mm以上1,200mm未満			管径φ1,200mm以上			ソフトコア圧縮強度試験工		鉄筋引張試験工
									中性化試験工	鉄筋腐食試験工	圧縮強度試験工	中性化試験工	鉄筋腐食試験工	圧縮強度試験工			
23	M. 22	HP	1,650		26.20	M. 23						1	1	1			
24	M. 23	HP	2,200		13.00	M. 24						1	1	1			
25	M. 24	HP	2,200		84.00	M. 25	84.00					1	1	1			
26	M. 25	HP	2,200		197.00	M. 26	197.00					1	1	1			
27	M. 26	HP	2,200		242.00	M. 27	242.00					1	1		1	1	
28	M. 27	HP	2,200		111.00	M. 28	111.00					1	1	1			
29	M. 28	HP	2,200		39.00	M. 29	39.00					1	1	1			
30	M. 29	HP	2,200		132.00	M. 30	132.00	1				1	1	1			
31	M. 30	HP	2,200		36.00	M. 31	36.00					1	1	1			
32	M. 31	HP	2,200		35.00	M. 32	35.00					1	1	1			
33	M. 32	HP	2,200		78.00	M. 33	78.00					1	1	1			
34	M. 33	HP	2,400		71.00	中央浄化センター	71.00					1	1	1			
合計				1,198.90	1,064.20		2,156.95	3	8	8	7	26	26	23	4	4	
					2,263.10												

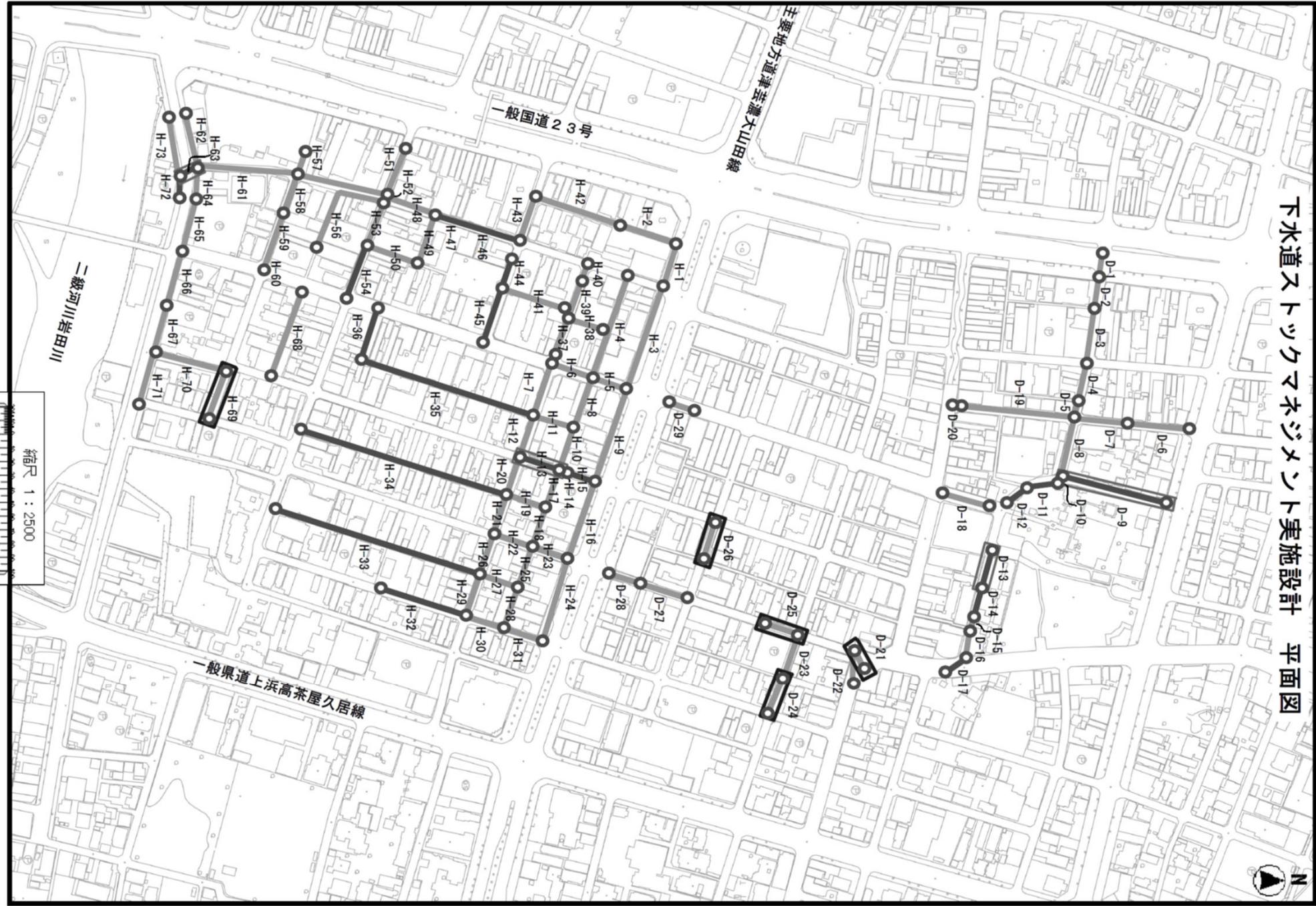
下水道管路施設地震対策実施設計 数量計算書

番号	箇所	マンホール種別	浮上防止対策実施設計		摘要
			標準人孔	特殊人孔	
1	M. 1	特殊人孔			
2	M. 2	特殊人孔			
3	M. 3	特殊人孔			
4	M. 4	特殊人孔		1	
5	M. 5	特殊人孔			
6	M. 6	特殊人孔			
7	M. 7	特殊人孔			
8	M. 8	特殊人孔		1	
9	M. 9	特殊人孔			
10	M. 10	標準人孔			
11	M. 11	特殊人孔			
12	M. 12	特殊人孔		1	
13	M. 13	特殊人孔			
14	M. 14	特殊人孔			
15	M. 15	特殊人孔		1	
16	M. 16	特殊人孔			
17	M. 17	特殊人孔			
18	M. 18	特殊人孔			
19	M. 19	特殊人孔		1	
20	M. 20	特殊人孔			
21	M. 21	特殊人孔			
22	M. 22	特殊人孔			

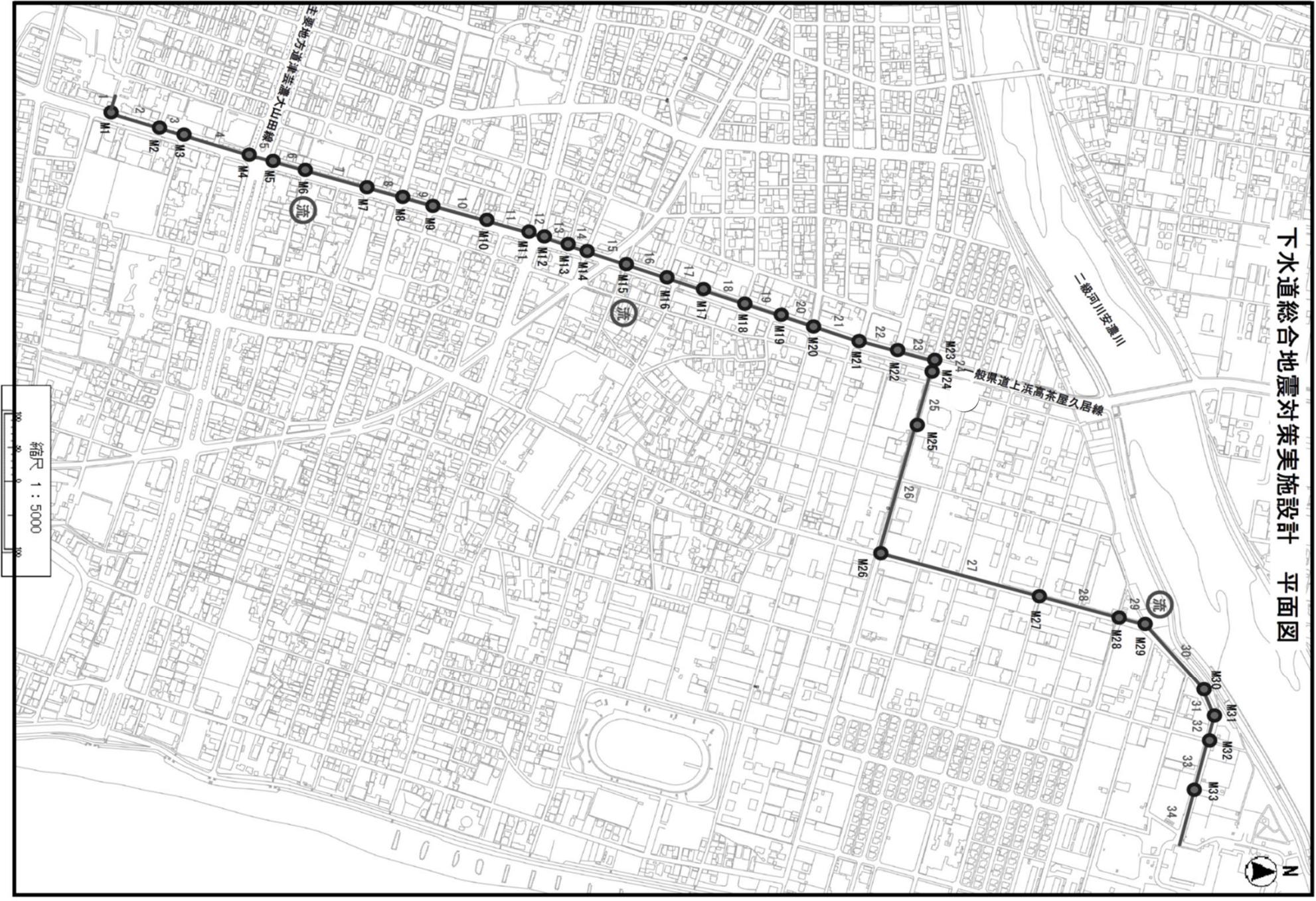
下水道管路施設地震対策実施設計 数量計算書

番号	箇所	マンホール種別	浮上防止対策実施設計		摘要
			標準人孔	特殊人孔	
23	M. 23	標準人孔	1		
24	M. 24	標準人孔			
25	M. 25	標準人孔			
26	M. 26	標準人孔	1		
27	M. 27	標準人孔			
28	M. 28	標準人孔			
29	M. 29	標準人孔			
30	M. 30	標準人孔	1		
31	M. 31	標準人孔			
32	M. 32	標準人孔			
33	M. 33	標準人孔	1		
合計			4	5	

下水道ストックマネジメント実施設計 平面図



下水道総合地震対策実施設計 平面図



橋内第一排水区管更生実施設計業務委託 標準仕様書

〔一般仕様書〕

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 業務委託完成報告書 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）、シビルエンジニアリング・マネージャー（RC・CM））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、津市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 1.13 関係官公庁等との協議
受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
- 1.14 証明書の交付
必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。
- 1.15 疑義の解釈
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別添計上とする。

2.6 既設管調査

管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物の有無を把握する調査であり、管きよの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別添計上とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地で把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

2.8 腐食・劣化調査等

対象とする管渠の健全度を把握するために下記の調査を行う。

(1) 腐食・劣化調査工

ア) 中性化試験

コンクリートを部分的にはつり、フェノールフタレイン溶液を噴霧し、その呈色状況を目視により確認し、コンクリートの中性化及び硫化水素等による影響を調査する。

イ) 鉄筋腐食試験工

鉄筋探査機により鉄筋位置を推定し、コンクリートを部分的にはつり、鉄筋の腐食状況を目視により調査するとともに、コンクリート被り厚を測定する。

ウ) 圧縮強度試験工

圧縮強度測定器（非破壊試験）を用いてコンクリートの老朽化・中性化等による強度低下を調査する。

エ) ソフトコア圧縮強度試験工

本試験は、原位置調査で採取したコアを使用する。

本試験の試験方法は、JISA1107「コンクリートの圧縮強度試験方法」に準拠する。供試体コアの直径・高さを測定し、試験機加圧版にはさみ、一樣な速度でコアが破壊されるまで荷重を加え、最大荷重から圧縮強度を算出する。

オ) 鉄筋引張強度試験工

本試験は、原位置調査で採取した鉄筋を使用する。

鉄筋の引張強度試験は、採取した鉄筋試験体を用いて、JISG3122「鉄筋コンクリート用棒鋼」及びJISZ2241「金属材料引張試験」に準拠して行うこと。

(2) 流量調査

調査位置は、対象路線の最上流端及び中間の下流側マンホール位置とする。また測定期間は、週間変動を把握するため、7日間連続で行い、計測間隔は、5分毎に計測・記録する。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

(1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならぬ。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならぬ。

3.2 設計基準等

設計に当っては、津市の指示する図書及び本仕様書第9章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかるとする事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地理設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（新設及び改築・詳細設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S=1/10, 000~1/30, 000) は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 (S=1/2, 500) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 (S=1/500) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及

び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 (S=1/50~1/100) は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断面等特に詳細図を必要とし、発注者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 (S=縦1/100, 横1/500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 (S=1/50~1/100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

発注者の標準構造図を準用して良いが、特殊構造のものには縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。(特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び出口、伏越、特殊な形状の人孔及び弁等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。)

(8) 仮設図

仮設図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

4.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 耐震診断調査 (詳細診断)

5.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

5.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算 (地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量)、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量 (沈下に伴う屈曲角・拔出し量等)、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

5.3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的な部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならぬ。また、詳細設計に必要な設計内容の検討を行い、補強調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならぬ。

5.4 耐震補強対策の検討

耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的対策計画を検討しなければならぬ。

(1) 耐震対策の概略検討

屈曲角、抜出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補強構造を概略比較により選定する。

(2) 耐震対策の概算工事費の算出

耐震補強方法・耐震補強構造に対する概算工事費を算出する。

(3) 耐震対策事業計画の作成

段階的な対策計画を検討し、年度別事業計画及び実施工程表を作成する。

5.5 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、下記により作成することとし、図面完成時には、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S=1/10,000~1/30,000) は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図 (S=1/2,500) は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策平面図

耐震補強対策平面図 (S=1/500) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、補強対策案等を記入する。

(4) 耐震補強対策概略構造図

耐震補強対策概略構造図 (S=1/50~1/100) は、発注者の下水道標準構造図によるもの又は作成を要しないパイプ、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

5.6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書、耐震補強方法・耐震補強構造の検討、概算工事費、耐震対策事業計画、詳細設計の箇所・内容等を集成するものとする。

第6章 耐震実施設計 (詳細設計)

6.1 設計計画

詳細診断結果に基づき耐震対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、発注者と十分打合せの上、選定しなければならぬ。

なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書を発注者に提出し、協議しなければならぬ。

また、地下埋設物、管きよ継手、マンホール内のブロック境界・ステップ位置等をプロットし、概略の補強計画図を作成しなければならぬ。また、仮設及び補助工法等が必要な場合は、仮設計画及び補助工法等の検討を行わなければならない。

6.2 各種計算

構造計算、仮設計算、補助工法等の計算にあたっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。また、管きよ内補強による場合は、流量計算を行わなければならない。

6.3 耐震設計

管渠資料，地盤資料，老朽度調査記録等のデータに基づき，耐震補強のための管路施設の耐震設計を行わなければならない。耐震設計は，下記の内容により行わなければならない。

(1) 条件設定

耐震基盤面，地震動レベル，設計土質定数等の地盤条件の設定及び管きよ・マンホールの構造・耐震補強構造の設定にあたっては，発注者と十分打合せの上，設計条件を確認して行わなければならない。

(2) 耐震計算

耐震補強に対する必要な耐震計算項目は，対策工法の設計要領書等に基づいて下記の内容により整理し，原則として応答変位法により耐震計算を行わなければならない。

(イ) レベル1の場合

液状化の判定，マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量），マンホール本体の計算。

(ロ) レベル1及びレベル2の場合

液状化によるマンホールと管渠の接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量），管渠本体の計算，側方流動の検討，液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等），地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算，マンホールの浮き上がり計算，目地開口量の検討。

6.4 設計図の作成

主要な設計図は，下記により作成することとし，図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S=1/2,500$ ）は，地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は，測量による平面図及び道路路台帳に基づいて，設計区間の占用位置，マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号，形状，管径，勾配，区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所，重要構造物近接箇所及び河川，鉄道，国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし，発注者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S=縦1/100, 横1/500$ ）は，平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置，平面図との対照番号，形状，管径，勾配，区間距離，地盤高，管底高，土盛り，マンホールの種別及び河川，鉄道，国道等の位置と名称，流入及び交差する管きよの位置，番号，形状，管径，管底高，主要な地下埋設物の名称，位置，形状，寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は，平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置，平面図との対照番号，形状，管径，地盤高，管底高及び必要な地下埋設物の名称，位置，形状，寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は，次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが，耐震補強に係る特殊な形状の管きよ，マンホール及びます等特に構造図を必要とし，仕様書に明記されている構造図を作成する。

なお，構造図を複数の対象施設に対して標準図形式で整理できるものは，発注者との協議の上で標準図としてまとめることができる。

(8) 仮設図

仮設図（S=1/10～1/100）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

6.5 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

6.6 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第7章 ワンホール浮上防止対策

7.1 調査

調査とは資料収集、現地調査、地下埋設物調査、現地作業、既設管調査である。

7.2 設計計画

ワンホール浮上防止計画で決定された内容に基づき、選定された最適工法についてワンホール浮上防止の計画を立案する。

また、既存資料から問題点を整理し、仮排水、換気計画等を併せて検討する。

7.3 各種計算

既設ワンホール強度の照査（現場打ちワンホール）、腐食速度（腐食による劣化が明らかでない場合）、ワンホール本体の構造計算（既設構造を改変する場合等）、更生材の構造計算（必要に応じて）、仮設計算、換気計算、流量計算、工程計算等を行う。

7.4 設計図の作成

作成する主要な設計図は、次のとおりとする。

位置図、平面図、構造図、仮設図等。

7.5 数量計算

ワンホールごとに浮上防止の材料、仮設、補助工法等の数量を算出する。

7.6 ワンホール浮上防止の比較検討

ワンホール浮上防止の選定はワンホール損傷状態に対応した最適工法を選定する。選定にあたり、ワンホールの形状・規模、損傷状態、既存水量等を勘案し、比較検討を行い、最適工法を決定する。

7.7 報告書作成

報告書では、当該設計にかかるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存水量、管内の状況、管路の損傷状態、施工方法、工程表等ととりまとめのものとする。

第8章 照査

8.1 照査の目的

受注者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

8.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

8.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について

- (3) 設計計画 (設計方針及び設計手法) の妥当性について
- (4) 計算書 (構造計算書, 容量計算書, 数量計算書, 耐震設計計算書等をいう。) について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第9章 提出図書

9.1 提出図書

提出図書は次項により, 提出しなければならぬ。

9.2 管渠実施設計関係提出図書 (詳細設計)

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10, 000～1/30, 000	原図一式・白焼き 3部
(2) 系統図	1/2, 000～1/3, 000	〃
(3) 施設平面図	1/300～1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/100～1/300	〃
(5) 縦断面図	縦 1/100, 横 1/300～500	〃
(6) 横断面図	1/50～1/100	〃
(7) 構造図	1/10～1/100	〃
(8) 仮設図	1/10～1/100	〃
(9) 水理計算書		A4・3部
(10) 構造計算書 (耐震設計計算書を含む)		A4又はA3・3部
(11) 数量計算書		A4・3部
(12) 報告書		〃
(13) 特記仕様書		〃
(14) 打合わせ議事録		〃
(15) その他の資料		原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料及びその他の申請等に関する資料等

9.3 耐震診断調査関係提出図書 (詳細診断)

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10, 000～1/30, 000	原図一式・白焼き 3部
(2) 調査対象路線図	1/2, 500	〃
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き 3部
(4) 耐震補強対策概略構造図	1/50～1/100	〃
(5) 報告書		A4・3部
(6) 打合せ議事録		A4・3部
(7) その他参考資料 (老朽度調査記録資料他)		原稿一式

9.4 耐震診断調査関係提出図書 (詳細設計)

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10, 000～1/30, 000	原図一式・白焼き 3部
(2) 系統図	1/2, 500	〃
(3) 施設平面図	1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/50～1/100	〃
(5) 縦断面図	縦 1/100, 横 1/500	〃
(6) 横断面図	1/50～1/100	〃
(7) 構造図	1/10～1/100	〃
(8) 仮設図	1/10～1/100	〃

- | | | |
|------|------------------|-----------|
| (9) | 計算書 (耐震設計計算書を含む) | A4又はA3・3部 |
| (10) | 数量計算書 | A4・3部 |
| (12) | 報告書 | ” |
| (13) | 特記仕様書 | ” |
| (14) | 打合わせ議事録 | ” |
| (15) | その他の資料 | 原稿一式 |
- 設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料等

第10章 参考図書

10.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書 (各種対策工法の設計要領書等) を使用する場合は、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 発注者の下水道構造標準図
- (2) 発注者の下水道設計基準
- (3) 発注者の道路埋設標準規定
- (4) 津市下水道スツクママネジメント計画報告書
- (5) 津市下水道総合地震対策計画報告書
- (6) 下水道施設計画設計指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (7) 下水道維持管理指針 (社団法人日本下水道協会)
- (8) 下水道施設改築・修繕マニュアル (案) (社団法人日本下水道協会)
- (9) 下水道施設維持管理算策要領―管路施設編― (社団法人日本下水道協会)
- (10) 下水道管路施設設計の手引 (日本下水道協会)
- (11) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (12) 下水道施設耐震計算例―管路施設編 (日本下水道協会)
- (13) 下水道推進工法の指針と解説 (日本下水道協会)
- (14) 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (案) (日本下水道協会)
- (15) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (日本下水道協会)
- (16) 水理公式集 (土木学会)
- (17) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (18) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (土木学会)
- (19) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (土木学会)
- (20) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (土木学会)
- (21) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (22) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (23) 道路土工一仮設構造物工指針 (日本道路協会)
- (24) 道路土工一擁壁工指針 (日本道路協会)
- (25) 道路土工一カーンベート工指針 (日本道路協会)
- (26) 共同溝設計指針 (日本道路協会)
- (27) 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- (28) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)
- (29) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- (30) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)

特記仕様書 (測量業務条件一覧表)

No.1

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書 (三重県) 【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む (最新改定令和5年11月) <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程 (作業規程の準則 (平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号、令和2年国土交通省告示第461号及び令和5年国土交通省告示第250号により一部改正) 準用) <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程 (農林水産省農村振興局測量作業規程準用) <input type="checkbox"/> その他 ()
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に測量作業計画書 (作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。) を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器 (トータルステーション、トランジット、レベル、光波測距儀等) については、第三者機関で検定を行いその証明書の写真と測量作業計画書に添付すること。 <input type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 (<input type="checkbox"/> 既設の基準点 (1～4等三角点又は1～3級基準点) <input type="checkbox"/> 任意の基準点) <input type="checkbox"/> その他 ()
ウ 成果の提出	<input type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものであれば除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、(<input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> () 部) とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。() <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易フレイアール、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電子データをCD-R等で1部提出すること) <input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> (別途業務名) <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) <input type="checkbox"/> その他 ()
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> (別途業務名) <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 打合せ等	<input type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 業務着手時 () 回 <input type="checkbox"/> 中間打合せ () 回 <input type="checkbox"/> 成果品納入時 () 回 <input type="checkbox"/> 関係機関協議資料作成 () 機関 <input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議 () 機関
カ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 ()
キ 業務条件	<input type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納については、書面を提出すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
ク その他	<input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 <input type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注)

- 上記受託業務、事項、条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ア	適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書	
		<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） <input checked="" type="checkbox"/> その他（上記の適用図書について、改訂のあった項目については改訂後を適用する。）	
イ	業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（毎月、業務の進捗状況を監督員に書面にて、報告すること。）	
ウ	成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。	
		<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子データをCD-R等で1部提出すること）	
エ	工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： 関係機関との協議の必要あり（国土交通省・地元関係者等）別途資料作成 必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道 部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） 又は（ <input checked="" type="checkbox"/> 総合技術監理部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C M の資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 下水道 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 <input type="checkbox"/> その他	
オ	管理技術者の要件		

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
<p>カ 照査技術者の要件</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()</p> <p>照査技術者は、(<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者) とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 技術士</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/> 上下水道 部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない) 又は (<input checked="" type="checkbox"/> 総合技術監理部門 下水道 科目、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 (<input checked="" type="checkbox"/> 下水道 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない)</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領 (国土交通省大臣官房技術調査課監修 (令和4年3月版))</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (下水道管きよ設計・積算チェックリスト)</p>
<p>キ 打合せ等</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時 別紙設計業務内訳のとおり</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議 () 機関(国土交通省) 業務着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については (<input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。</p>
<p>ク 資料の貸与</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (その他のに記載のとおり)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和5年11月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.3

明示項目	明示事項 (条件及び内容)	
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/>	業務条件は下記のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/>	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物(設計図面、数量計算書等)の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 平成30年度下施下総公担補第1-1号 津市公共下水道ストックマネジメント基本計画等策定業務委託成果

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和5年11月

橋内第一排水区管更生実施設計業務委託 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管渠実施設計業務一般仕様書」の第1章1. 1及び1. 2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

(1) 業務委託共通仕様書(三重県)

(2) 下水管渠実施設計業務委託標準仕様書(国土交通省都市・地域整備局下水道部)

2. 業務の対象

(1) 名 称	令和6年度下工維補第1-1号 橋内第一排水区管更生実施設計業務委託	
(2) 位 置	津市 大門(まか)5町 地内	
(3) 委託の対象	下水道ストックマネジメント実施設計 管更生工法実施設計(内径800mm未満) 布設替え工法実施設計(開削・内径1, 200mm未満) 施工方法の比較検討 下水道管路施設地震対策実施設計 管更生工法実施設計(内径800mm以上) 人孔浮上防止対策実施設計(標準人孔) 人孔浮上防止対策実施設計(特殊人孔) 人孔浮上防止対策工法の比較検討 管路施設耐震診断調査(詳細診断)	L= 3,532.3 m L= 285.0 m N= 1 式 L= 2,157.0 m N= 4 箇所 N= 5 箇所 N= 9 箇所 L= 2,263.1 m
(4) 設計条件項目	別紙設計条件項目表による	

3. その他 監督員の指示する事項

設計条件項目表

項目	設計条件
工期	令和7年1月31日 限り
場所	津市 大門ほか5町 地内
管径・工法及び延長	下水道ストックマネジメント実施設計 管更生工法実施設計(内径800mm未満) L=3, 532.3m 布設替え工法実施設計(開削・内径1,200mm未満) L=285. 0m 施工法等の比較検討 1式 下水道管路施設地震対策実施設計 管更生工法実施設計(内径800mm以上) L=2, 157.0m 人孔浮上防止対策実施設計(標準人孔) 4箇所 人孔浮上防止対策実施設計(特殊人孔) 5箇所 人孔浮上防止対策工法の比較検討 9箇所
特殊構造物	特殊構造物 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) : 耐震設計 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 簡易な特殊マンホール (基), 特殊マンホール (基), マンホール形式ポンプ場(2次製品) (基), マンホール形式ポンプ場(現場打ち) (基), 吐口, その他 ()
報告書作成	<input checked="" type="radio"/> 有 無
設計協議	中間打合せ(管更生工法実施設計) 3 回

設計条件項目表

施工方法等の比較検討	(有)・無) a) b) ① 急曲線 ② 土被り 1.5D以下 ③ 近接構造物(箇所) ④ 軌道横断(箇所) ⑤ 河川横断(箇所) ⑥ 高架道横断(箇所) c) 布設替え工法の施工検討 ① 仮排水 ② 既設管撤去
耐震計算(応答変位法)	(有) (), 無
耐震設計	レベル1地震動, レベル1及びレベル2地震動, 無
設計条件補正	有 (), (無)
地盤条件補正	有 (), (無)
工区数補正	有 (), (無)
その他補正	有 (), (無)

設計条件項目表

項目	設計条件	
工期	令和7年1月31日 限り	
場所	津市 大門ほか5町 地内	
報告書作成	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
設計協議	中間打合せ(管路施設耐震診断調査) 3 回	
詳細診断	延長	L= 2,263.1 m
	調査対象管路	雨水・汚水共 , 合流のみ , 汚水のみ , 雨水のみ <input checked="" type="radio"/> 幹線のみ <input type="radio"/> 枝線まで
	管路電子化情報	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
	特殊構造物	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 特殊マンホール (基) マンホール形状ポンプ場(2次製品) (基) マンホール形状ポンプ場(現場打ち) (基) 吐口 その他 ()
	耐震計算	<input checked="" type="radio"/> 有 (), <input type="radio"/> 無 レベル1地震動 , <input checked="" type="radio"/> レベル1及びレベル2地震動
	耐震診断密度	<input checked="" type="radio"/> 標準 , <input type="radio"/> 標準以外 ()
	調査対象管路の布設工法及び管径	開削工法 , φ800~2,400mm

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力を要するものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならぬ。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているとき認められるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づき指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
<p>配慮依頼事項</p>	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものではありません。</p> <p>かつた場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の借入れが必要となる場合は、借入れ等に市民を活用すること。</p>
<p>津市公契約条例</p>	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることにし、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者に対して等な労働関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>労働環境の確保に係る誓約事項</p>	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関し行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1,047円
---------	--------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。